

会 議 議 事 録

1 会議名	第7回長岡市福祉有償運送運営協議会
2 開催日時	平成19年1月25日(木曜日) 午後1時30分から午後3時45分まで
3 開催場所	長岡市役所 4階 大会議室
4 出席者名	<p>(委員) 松本委員長 土屋副委員長 渡辺(敬)委員 野村委員 杉野委員 馬場委員 平石委員 五十嵐委員</p> <p>(オブザーバー) NPO法人 ドリーム NPO法人 夢ながおか NPO法人 長岡医療と福祉の里ボランティア連合会 社会福祉法人 長岡市社会福祉協議会</p> <p>(事務局) 佐藤福祉総務課長ほか関係職員 羽賀福祉相談課長ほか関係職員 北本介護保険課長ほか課職員 交通政策課職員</p>
5 欠席者名	伊丹委員、渡辺(真)委員、菊池委員、磯田委員
6 議題	<p>1 改正道路運送法概要について</p> <p>2 運行状況報告</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 福祉有償運送実施 NPO 法人について</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 長岡市社会福祉協議会の福祉送迎サービスについて</p> <p>3 登録事項の変更について</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 各団体変更事項の協議</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 協議会での取扱いについて</p>
7 審議の内容	
発言者	議 事 内 容

事務局：福祉総務課 課長補佐	ただいまから、第7回長岡市福祉有償運送運営協議会を開会します。
	ここからは、委員長の進行でお願いします。
委員長	それでは、始めさせていただきます。議題に入る前に、本日も傍聴希望者がいらっしゃいますので、傍聴を承認したいと思います。よろしくお願いします。
委員長	1 改正道路運送法概要について
委員長	本日議題にありますように、改正道路運送法概要について御説明願って、次に、以前御承認いただいた各NPO法人の運行状況について御説明いただき、その後、各団体の変更事項について協議いただくという段取りになっております。
委員長	また、最後に次回以降の御相談をさせていただくということにしたいと思います。
事務局：福祉総務課	それでは、事務局から御説明をお願いいたします。
事務局：福祉総務課	(資料に従い説明)
委員長	ただいまの説明について御質問ありますでしょうか。
事務局：福祉総務課長	私から数点補足させていただきます。
事務局：福祉総務課長	今ほどの説明の中で、協議会の委員に福祉有償運送を実施している方が加わるという話がありましたが、これについては来年度の4月に設置要綱を改正して、そのときに委員を増やさせていただく予定です。
事務局：福祉総務課長	今現在は、3月中までに新たな申請団体はないと認識していますので、4月に設置要綱を改正させていただくということで、御理解いただきたいと思います。
事務局：福祉総務課長	長岡市のガイドラインについても来年度4月以降に新しいルールを御協議いただいて、幹事会等についても、それによって要綱の改正を検討していきたいと思っています。
事務局：福祉総務課長	それから、当初は、過疎地有償運送についてもこの協議会で協議するとお話ししましたが、新たに過疎地有償運送運営協議会を設置することになっておりますし、市町村運営有償運送についても地域公共交通会議というものが規定されましたので、今後の動向

<p>委員長</p>	<p>を見ながら設置を検討したいと思います。</p> <p>過疎地については、この協議会が兼ねることも可能ですが、地域公共交通会議については、新たなメンバー構成となりますので今後検討します。新規の申請団体が出てきたときには速やかに対応できるように体制を整えたいと考えております。</p> <p>細かくなっているので分かりにくいところもありますが、いかがでしょうか。</p> <p>私は新潟市の協議会もお手伝いしていますが、新潟市で伺ったのは、今まで経験のない方が運行管理責任者になろうとすると、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する基礎講習を受講するしかないということですので、それを書いていただいたほうがいいと思います。</p> <p>これに基づいて長岡市のガイドラインを4月以降に改定していくということですね。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>今やっている方は、経過措置によって次の更新まで一部新法の規定は適用されませんが、新規に申請が出てきた場合には、平成19年10月以降この規定が全て適用になるということです。来年度4月以降の協議会で新たな長岡市のガイドラインを提案していきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、この件については、事務局のほうで長岡市ガイドラインの改正案を作ってくださいということになると思います。</p> <p>次に、運行状況報告に移りますので、事務局のほうからお願いいたします。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>2 運行状況報告</p> <p>改正道路運送法では年度ごとに翌年度4月に年1回の報告が義務付けられておりますが、今回は制度が発足しまして昨年10月から運行を開始したところですので、せっかくお集まりいただきましたので、報告をお願いしたいと思います。</p> <p>また、制度外でございますが、関連しまして、社会福祉協議会が10月から新たな福祉移送サービスを実施しておりますので、併せて御報告します。今後委員各位からも御協力いただければと思っております。よろしくお願いします。</p>

<p>オブザーバ：夢ながお か</p>	<p>夢ながおかです。よろしくお願いします。</p> <p>運転者については、9月当初運転者講習会未受講でしたが、現在は講習を終了して2名でやっております。</p> <p>利用会員の登録者数は8月には5名でしたが、10月のスタート時点では17名で、その後亡くなられた方がいらっしゃったため今日現在15名でやっております。</p> <p>月別の運行実施状況ですが、平成18年の10月について、車両ナンバー1、件数39件、走行距離358km、提供時間12時間55分、料金37,120円です。車両ナンバー2は、件数16件、走行距離224km、提供時間7時間5分、料金19,200円です。月の合計は56,320円となっております。</p> <p>11月は少し減りまして、車両ナンバー1、件数12件、走行距離162km、提供時間4時間35分、料金18,160円です。車両ナンバー2は、件数18件、走行距離252km、提供時間9時間15分、料金21,600円です。月の合計は39,760円となっております。</p> <p>12月は、車両ナンバー1、件数15件、走行距離124km、提供時間7時間25分、料金15,030円です。車両ナンバー2は、件数12件、走行距離203km、提供時間6時間、料金14,400円です。月の合計は29,430円となっております。</p> <p>全体の話をしていただくと、福祉車両はだいたい同じ方の定期的な利用です。普通自動車については、現在入院されている方がいたりして、徐々に回数が減ってきております。</p>
<p>委員長</p>	<p>今の報告について、御質問、御意見はございますか。 お一人当たりどのくらいの利用になるのでしょうか。</p>
<p>オブザーバ：夢ながお か</p>	<p>透析患者の方は、週3回で19,000円から20,000円くらいの利用で、普通自動車の利用は、往復2,000円くらいで通院の方です。ほぼ通院関係が主です。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、次のドリームさんお願いします。</p>
<p>オブザーバ：ドリーム</p>	<p>それでは、ドリームについてお話をさせていただきます。</p> <p>8月時点からの変更点ですが、普通免許の運転者は7名から6名に、ヘルパー資格所有者も1名減って現在4名です。</p>

	<p>登録者数は8月の15名から10月は17名でスタートしましたが、1名亡くなられましたので、現在16名です。</p> <p>月別運行状況ですが、10月の車両ナンバー1、件数68件、走行距離733km、提供時間22時間42分、料金79,500円です。車両ナンバー3は、件数54件、走行距離391km、提供時間15時間15分、料金45,110円です。車両ナンバー4は、件数29件、走行距離261km、提供時間9時間25分、料金31,650円です。合計は156,260円です。</p> <p>11月は、ほとんど同じ状況です。全部合計で、件数150件、走行距離1,355km、提供時間43時間52分、料金154,650円です。</p> <p>12月は合計で、件数152件、走行距離1,392km、提供時間44時間28分、料金157,400円です。</p> <p>以上です。御質問はありますか。</p>
委員	<p>3か月を通して全く利用していない車両が2台ございますが、お使いにならなかった理由は为什么呢。</p>
オブザーバ：ドリーム	<p>利用していない車両は、主に支援事業所のほうで使っておりますものが1台と、セダン車両についても1台で間に合っていたため、利用するにいたらなかったということがございます。</p>
委員	<p>この制度を開始する前と後では、利用される方が支払う対価は高くなりましたか、安くなりましたか。</p>
オブザーバ：夢なおか	<p>スタートしたときに、当初2種類あったうちの安いほうの対価に合わせたので、安くなっています。</p>
委員長	<p>なければ次に、長岡医療と福祉の里ボランティア連合会から説明をお願いしたいと思います。</p>
オブザーバ：ボランティア連合会	<p>ボランティア連合会です。急遽代理出席で至らない点もあるかと思いますが、よろしく申し上げます。</p> <p>車両は福祉車両1台とセダン車両1台の計2台です。運転手は2名、利用会員は14名で登録させていただいております。</p> <p>月別運行状況ですが、平成18年10月の合計は、件数20件、走行距離209km、料金19,700円です。11月も同じく合計で、件</p>

<p>委員長</p>	<p>数 29 件、走行距離 207 km、料金 20,700 円です。12 月は、件数 37 件、走行距離 280 km、料金 28,000 円です。</p> <p>御質問はいかがでしょうか。</p> <p>それでは、次に、社会福祉協議会さんから報告をお願いします。</p>
<p>オブザーバ：社会福祉協議会</p>	<p>社会福祉協議会です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>私どもは、有償運送への移行が難しいことから、無償の福祉送迎サービスに組み替えてスタートしております。</p> <p>利用会員は 10 月から 95 名、99 名、107 名と推移しております、月平均 100 名くらいの利用会員です。ボランティア銀行の登録会員数が 185 名でしたので、約 80 名の方が対象からもれてしまったということになります。</p> <p>運転会員ですが、10 月から 64 名、66 名、70 名となっており、ボランティア銀行当時は 259 名でございましたので、年齢制限や規模をコンパクトにとお願いした関係で、大幅に少なくなっております。</p> <p>登録会員のなかで実際に利用した実利用会員数は 10 月から 53 名、45 名、43 名となっており、月平均 50 名くらいの方が利用されており、のべ利用回数が 215 回、167 回、193 回ですので、月平均 200 回くらいと考えております。ボランティア銀行の当時は 532 回でしたので、330 回くらい利用が落ちています。</p> <p>対象者の種別は、要介護者と障害者のほかに、低所得者も対象としております。要介護者と低所得者を見ると、改正前は 1 か月あたり 250 回くらいの利用であったのが、70 回程度に減るということです。</p> <p>ボランティア銀行のときは、利用の目的を買い物や役所への手続きについても利用をいただいておりますが、通院に限定させていただいたので、減ったと考えております。</p> <p>透析患者を含む数障害者の利用が 93 回、108 回、120 回ですので、平均で 100 回から 120 回ですが、これもボランティア銀行では 280 回ほどございましたので、半分以上の方にサービスが提供できなくなってしまったということになります。</p> <p>回数と距離数は資料を御覧ください。</p> <p>次に、登録をされている利用会員の内訳です。1 番の四郎丸から 15 番の宮本地区区までは、ボランティアが確保できたため、サ</p>

	<p>ービスを引き続き提供できている地区でございます。16番から31番の16地区は、ボランティアの確保が困難で、サービスがなくなってしまった地区でございます。こういうところにお住まいの方は、ほかの何らかのサービスに頼らざるを得ない状況になってしまいました。私どもも、引き続き地区に入ってボランティアの確保要請に努めて参りたいと思っているところでございます。</p> <p>次の資料は、運転協力会員の登録状況でございます。当時259名が、11月1日時点の集計では64名の登録で、そのうち二種免許を持っている方が13名、ほかは一種免許の方でございます。</p> <p>保険加入状況等は、記載の通りでございます。以上です。</p>
委員長	<p>運転者の方は、16番から31番の地区にはいらっしゃらないのですか。</p>
オブザーバ：社会福祉協議会	<p>現在は、この地区の方たちは、協力を取りやめたということですよ。</p>
委員	<p>本来、社会福祉協議会さんはこの協議会にかかってくるものではないと考えてよろしいですね。</p> <p>無償で行うのであれば、免許の種類や対象者の限定もないと思うのですが、なぜその中で運転手や会員数の減少が出てきたのでしょうか。</p>
オブザーバ：社会福祉協議会	<p>推測でしかないですが、今までのボランティア銀行では、1回運転をすると1点の点数がためられて、将来自分たちの介護が必要となったときに利用するか、1点300円で精算して慰労金をいただくということでした。現在は、ボランティアをすることによって眼に見えるものがたまっていくことの楽しさがなくなってしまったことも原因のひとつだと思います。</p> <p>それから、この制度が始まって長く経っていますが、これまであまりメンバーが変わらず運転協力会員が高齢化してきている現状があります。なかなか今までのつながりで、辞めるといえないできた方が、いろいろな確認をして新しい制度の登録をしないおすということをきっかけに、この際だからもう卒業させていただこうという方が相当多くいらっしゃったと見ております。</p>

事務局：福祉総務課長	<p>今まで、ボランティア銀行はあまり厳しいルールがない状況でやっていたのですが、福祉有償運送のガイドラインが出来上がったものですから、こちらも安全安心という部分を最優先して多少厳しくルールを決めたものですから、その辺も影響しているかと思えます。</p>
副委員長	<p>私もそう思います。有償運送で非常に厳しい安全管理の部分が出てきた以上は、今までのような皆さんの善意だけでやっていくのは問題があるということで、社協さんが自律的にルールを決められたと新聞にも書いてありましたね。</p>
委員	<p>運転手さんが少なくなったから、会員さんも少なくなったという捉え方でよろしいのでしょうか。</p> <p>そうしますと、これにあぶれた方については、福祉政策の中で考えていかれるということになるのでしょうか。</p>
オブザーバ：社会福祉協議会	<p>サービスのなくなった地区につきましては、組織的なサービス提供が難しければ、個人の相対で何とかサービスをなくさないようお願いはしております。ただ、それがどのくらい残っているのかは把握しておりません。</p> <p>買い物に行かれる等、通院以外の方については、やはり家族の協力等何らかの方法になってしまったのではないかと考えております。</p> <p>追跡調査もしたいのですが、私たちが動くことによって何らかの期待感だけを持たせてしまいますので、私どもも次に打つ手がないとなかなかできないのが現状です。</p>
委員	<p>240号通達を出したときに、大分厳しいということで手を下ろしてしまったNPO法人さんもいらっしゃいました。社協さんも含めこういった形で、移動困難な方が除外されていくと福祉の面で問題が出るのではないかと思います。</p> <p>もれた部分で上手にやってくださいという方たちが違法を繰り返すという形になっても、困るなどと思ってお聞きしました。</p> <p>長岡市の事務局でそういった部分を拾い上げて、福祉有償運送の中に取り込んでいくように、お願いしたいと思えます。</p>

<p>委員</p>	<p>社協さんのお話にあったことは、全国的に相当問題になっております。実際のところ、透析等で通院が必要な方が相当はみ出しました。</p> <p>10月以降、国からいくつかのコメントが出ておまして、多少流れが変わってきております。私どもも、もう一度これを見直していきませんかという運動をさせていただいております。</p> <p>例えば、ガソリン代や駐車料金の実費なら有償運送ととらえなくともいいというように、ボランティア活動といえどもまったく無償でなくともいいという方向付けが出ておりますので、もう少し時間はかかるかもしれませんが、ラインの引き方が変わってくるのではないかと期待をしているところでございます。</p> <p>いずれにしても、今社協さんから御報告いただいた数字は現実には大変対応に困っておりますので、福祉行政とも相談しながら、早急に対応しなければならない問題だと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>社協さんが上越も同じような状況だということをお聞きしました。こういうことは高齢者にしわ寄せがいくと思しますので、今委員がおっしゃったように、もう少し福祉の観点で考えていただければと思います。</p> <p>ボランティア銀行は点数でやっていければ、一種の地域通貨の形ですよね。現金が行き来しない形であれば、なんとかできそうな感じもしました。地域通貨という側面から考えてみるのもいいのではないかと思います。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>福祉行政の立場としては、現に切り捨てられた方がいるという現状は認識しております。</p> <p>社会福祉協議会にも、新たなボランティアの概念で、全地区で実施いただけるよう、説明を行ったりチラシを出したりして協力いただいております。</p> <p>行政としても、今後NPO法人さんの指導等いろいろと検討していきたいと思いますが、実際スタートしてまだ間もないということで、これまで民の力をお借りしてやってきたものを、直ちに行政がやればいいのかというものではないと考えております。</p> <p>先ほど委員からもお話がありましたように、法の解釈についても、もう少し国の動きの様子を見させていただいて、また新たなボランティア団体にも活動いただけるようにしていきたいとい</p>

<p>委員</p>	<p>うのが今の立場ですので、御理解いただければと思います。</p> <p>今課長さんがおっしゃったように、協議会で直ちに動くのは時期尚早かと思えます。現在のものをきちんと運営しながら、その間に中央では、有償と無償の線の引き方を整理しながら、行政のお力、社協さんのお力、ボランティアの力をどのように協力していくのか、整備の働きかけを進めております。</p> <p>いずれにしても、この有償運送制度は大事にして違法のないように継続し、あくまでボランティアでやるものと整理しながら、1年をかけて全体を整備する必要があるのではないかと考えております。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>先日、新潟日報に出ましたが、日の丸観光タクシーさんが会員制で通常料金の3割引のサービスを長岡でも運行いただけるそうです。今後このようないろいろなサービスが出てくることあるでしょうし、私どももお願いしていくべきかとも思っています。</p> <p>困っている方が現にいらっしゃるのには認識しておりますし、実際耳にしております。自助努力もお願いする中で、今後も福祉輸送を充実させていきたいと考えております。</p>
<p>委員長</p>	<p>難しい問題もあるということですね。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほど申し上げたのは、移動困難な人がもれていく部分については、救わなければならないですが、運送事業を使う部分、福祉有償運送を使う部分、無償でやる部分を区分けして、きちんと体制を作ってその範囲の中でやっていくことをお願いしたいと思えます。</p>
<p>副委員長</p>	<p>われわれタクシー会社はみんな福祉車両を持っていますけれども、3割引と言うのは破格でして、あんなものを会社でやったらペイするわけではないです。</p> <p>先ほどの会社は、条件として、会員登録制にしてそのメンバーだけということをやっているわけです。一般の福祉タクシーは、市から補助していただくタクシー券はありますけれども、割引をしておりません。あくまで囲い込みをしたメンバーだけをやるということですので、そこははっきりしておきたいと思えます。</p>

委員	<p>今副委員長さんからお話がありましたが、一般のタクシーは、身体障害者手帳と療育手帳の1割引は全社ありますので、補足しておきます。</p>
委員長	<p>先ほど委員もおっしゃいましたが、福祉有償運送と、無償でボランティアとしてやっているところがあるという観点で、今後議論していきたいと思います。</p> <p>ここで議論していく部分は福祉有償運送の部分に限定されますが、それ以外の無償部分はまだ非常にあいまいです。もう少し実態が分かるようになればよりいいのかなという気もします。</p> <p>それでは、次の登録事項の変更について事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>3 登録事項の変更について</p> <p>現在の状況について、先ほど事業者から説明をいただきましたが、車両や運転手、利用会員の変更の希望がありましたので、御協議いただきたいと思います。</p> <p>これらの変更について、先ほど説明申し上げました改正道路運送法では運営協議会にかけなくてもいいということになっておりますが、今回は協議会で合意をいただくことにさせていただきたいと思います。この後の議題で今後の取り扱いについては、協議をさせていただきます。</p> <p>それでは、各事業者さんから説明申し上げますのでよろしくお願いたします。</p>
オブザーバ：夢なおか	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>まずは、運転者名簿を御覧ください。御存知のように川東を夢なおか、川西をドリームでやってきましたが、運転手と車両のやりくりが大変な状況です。名簿の1番から4番はドリーム、5番と6番は夢なおかの運転手というように重複登録をさせていただきたいと思います。7番と8番は、4月1日と2日のケア輸送サービス従事者研修に申し込んでいます。</p> <p>利用会員については、先ほど話があったように、社協さんなどができなくなった関係で、うちに14名ほど会員登録の依頼が来ていましたが、私どもではそんなに受けられないので、障害者生</p>

<p>委員長</p>	<p>活支援センターからの依頼の方と連絡先を控えた方を追加するのが19番から21番の方です。ただ、それでもこれだけの人間がいないとやっていかれないということです。</p> <p>先ほど副委員長さんがおっしゃったように3割引でもやっていかれないということですが、私どもNPOは半額以下ですから、仕事の手が空いた人でやっていこうということです。決して仕事を増やそうということではなく、できる範囲でということで、重複にさせていただきました。</p> <p>車両についても、同様の理由で重複登録をさせていただきたいと思います。</p> <p>ということは、ドリームさんも同じだということですね。何か御質問はありますでしょうか。</p> <p>なければ、次に長岡医療と福祉の里ボランティア連合会さんお願いします。</p>
<p>オブザーバ：ボランティア連合会</p>	<p>運転者名簿からですが、今まで2名の体制ですが、もう1名追加でお願いしたいと思います。</p> <p>利用会員は、今まで14名でしたが、4名追加で申請をお願いしたいと思っています。</p> <p>現在の体制では、透析の方が週3回往復で御希望のところ週2回片道でしかお受けすることができないことや、御希望が重なるとお断りさせていただくケースも多々ございます。</p> <p>以上です。よろしくお願いいいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>では御質問はありますでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>3団体共通で再度確認ですが、新規の利用会員の確認についてですが、長岡市運送条件の中で、「会員登録を行う際は、面談を行い、介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、医師の診断書等により、適正に確認すること。」となっております、事務局におかれましても確認するという協議会での話もあったと思いますが、事務局も含めましてどのように確認しているのかということです。</p> <p>適正にやっているとは思いますが、再度確認でございます。</p>

オブザーバ：ボランティア連合会	御利用者の方にスタッフが実際にお会いして、お話をさせていただいて判断をさせていただいております。
オブザーバ：夢ながおか	障害者の方については、障害者生活支援センターあさひさんから正式に申込みがあり、きちんと障害者手帳を確認いたしました。他の透析患者さん3名については、私どもの判断ではなく、越路の透析患者会さんに取りまとめていただいております。
委員	<p>ありがとうございます。資料に基づいて客観的にやっていただいて、それを事務局で適切に確認していただきたいと思います。</p> <p>事務局では、課長さんのほうからこれについて何かありますでしょうか。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>私どもも全体的に眼を通したいと思ひますし、年1回の報告の際に内容等精査させていただこうかと思ひます。</p> <p>また、事業者との連携で適正な運用を進めていきたいと思ひます。</p>
委員	それによって幹事会が必要になるかという点につながってくるかと思ひます。その辺ひとつよろしく願ひいたします。
委員	今のボランティア連合会の新規会員の15番の方を見ますと、要介護認定も障害者手帳もない方ですよね。「歩行困難」と書いてありますが、今までこういう方については事務局で確認するという事になっていたと思ひますが。
事務局：福祉総務課	この方については、事務局にも御相談いただきまして、客観的に見て移動制約者であるということと、不特定の方に対応していただくことが困難だと判断しております。
委員	それについて疑うということではありませんが、資料3に事務局で確認するという関係の記載がありますので、例えば備考欄に長岡市で何をもって確認したということを書いておけば、何も言わないのではないかと思ひますね。
事務局：福祉総務課	協議会に提出する資料の記載方法等については、今後、検討し

<p>委員</p>	<p>てよりよい形にしていきたいと思います。</p> <p>これでは、確かに無審査なんじゃないですかといわれかねないと思います。何度も申し上げましたように一番問題になっているのは透析患者です。一見普通でも透析が終わると具合が悪くなるというのはドクターでないと分からないからです。私どもはひとつの基準に則った利用申込書、面接記録などを4種類ほど作らせていただいて、ドクターの所見も含めて数名の事務局が面接し確認します。</p> <p>9月までの間に、そういったものをある程度管理できる書式をつくっておく必要があるのではないのでしょうか。毎回協議会を開かなくても事務局で判断できるシステムに持つていくには、そういうものをお作りになったほうがいいのではないかと思います。</p> <p>私どもも、団体の中できちんとしたものを作っていますが、もっと正確に皆さんが見て分かるものを作っていかなければならないと思っています。そのかわり、ドクターを交えて私どもから出す結果については、協議会を開かなくても事務局で管理いただけると思います。こういう方がスムーズなのではないでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>いろいろな御意見をいただきました。</p> <p>ボランティア連合会さんの15番の方は年齢的にも間違いはないと思いますが、今の意見も参考にして、事務局のほうでも質問が出たときに分かるような形で整理をしていただきたいと思います。</p>
<p>副委員長</p>	<p>やはり、すみわけにはっきりした線を引く、というお互いの信頼関係がないとだめだと思いますね。それをきちんとした上で広がっていくのは市場の流れですので、主観的に歩けないからということではなくて、客観的に確認できるものを用意していただきたいと思います。</p> <p>事務局の確認は最初からのお約束でございますので、非常に大事でございます。そうすればこの協議会にのせる必要がないかも分かりませんね。</p> <p>とにかく、よろしく願いいたします。</p>

<p>委員</p>	<p>会員登録の部分で、運輸支局からひとつ付け加えておきたいと思います。長くやると忘れがちなのが、身体障害者手帳を持っているからいいという考え方ではなくて、あくまでも移動困難であるという部分です。</p> <p>そういった部分がきちんと分かるような体制を作る必要があると思いますので、よろしくお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、今後とも議論のある部分かと思しますので、よろしくお願いします。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>ただいまの各団体の協議事項については、従来と同じ考え方で提案させていただいております。「事務局の確認」については、今後そうさせていただきたいということであって、今回は皆さんの合意で登録させていただくので、私どもが介入をしていないということを御理解いただきたいと思います。</p> <p>これからお話しするのは、道路運送法の改正において軽微な変更等の取り扱いです。</p> <p>1点目は、名称、住所、代表者の氏名、事務所の名称、位置、運送しようとする旅客の範囲、車両の数、種類ごとの数、運送の区域や種別を減少するときは、変更してから30日以内に運輸支局に届けばよく、運営協議会の合意が必要ではない事項になりますので、これらを事務局に一任していただけるかどうか協議いただきたいと思います。</p> <p>2点目は、先ほどの運転者や登録会員の追加や変更については、運輸支局に届出の必要がない部分ですが、これらについて長岡市の協議会ではどのような扱いにするのか協議いただきたいと思います。</p> <p>事務局としては、軽微な変更とその他の変更については、事務局に一任いただいて、次回の協議会に報告するという形でお願いしたいと、提案させていただきます。</p> <p>ちなみに、他市町村の動向ですが、新潟市では各団体の判断で会員登録等を行い、四半期ごとの協議会で事後チェックをすると聞いております。事務局一任もございません。魚沼市では、事務局に一任して協議会には後日報告するということです。</p> <p>長岡市では、先ほど信頼関係のお話もございましたが、事務局でも現地に行くなり書類をきちんと確認して、直近の運営協議会</p>

副委員長	<p>に御報告させていただきたいと思っております。</p> <p>全体のガイドラインの改正は来年度に協議いただきますが、次回以降の協議会で全体のルールを決めるまでの暫定的なルールとして、事務局に一任いただけないかと考えているところがございます。</p> <p>なお、来年度に協議いただくガイドラインについては、そのときに正式に提案をさせていただきたいと思っております。</p> <p>その都度、協議会を開くわけにも行きませんので、それで結構だと思います。事務局できちんと確認したものを協議会にのせていただければと思います。</p> <p>この運送対象というのが一番大切な部分だと思います。「移動に際し他人の介助が必要で、単独での公共交通機関の利用が困難である」で全体をくくって、その下に身体障害者手帳、要介護認定等の項目があるということをしっかりと捉えていただきたいと思っております。</p>
委員	<p>私も基本的には事務局のお考えで賛同します。</p> <p>一点だけ確認ですが、来年度以降についても軽微な変更は事務局一任というお考えですよ。それを報告する運営協議会の開催間隔はどれくらいになるのでしょうか。我々も情報を知りたいですので、あまりにも間隔が空くようでしたら、文書の郵送等でも結構ですので、お知らせいただきたいと思っております。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>それも、次回以降検討いただきますが、法律では年1回の報告が記載されていますので、最低1回は報告をいただこうかなと思います。</p> <p>平成19年度は、私どもが現地を見に行ったこと等も含めて4月下旬から5月頃に平成18年度の報告をさせていただこうと思っております。そのときに新しいガイドラインを提示して、その後数回の協議をいただく予定ですので、報告事項があればそこで行うことになると思っております。</p> <p>それ以降は、新規の申請がなければ年に1回の開催という可能性もありますので、そのときの報告ルールも必要かと思っております。またルール作りをしていきたいと思っております。</p>

<p>委員</p>	<p>今の御説明で十分です。ただ、10月1日以降のさまざまなパブリックコメントが出ておりますので、事務局で動向を確認されていないと、ルール作りも大変だという感じもしております。</p> <p>この協議会で議論するラインはほぼ出来上がりしましたけれど、無償の動きが今後活発になると思います。</p> <p>現在行っている、市内4病院のとりまとめもやっかいで、利用会員のルールを定めて会として推薦することになりますが、事務局からルールが示されるのか、私たちにお任せいただけるのかということがございます。事務局と私どもでルールを作るといふことになると、ある程度一気に煮詰めていただく必要があるのではないかと思います。</p> <p>今ほど利用会員の追加の話がありましたが、4病院合わせると1か月に十数名ほど状況が変化している方がいらっしゃいます。現実問題として、毎回協議会を開催するわけにもいきませんので、ある程度は事務局に一任いただく形が賢明だと考えます。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>この福祉有償運送が定着するまでもう少し時間がかかると思っていますので、私どもも適宜情報収集しながら協議会を開催させていただきたいと思います。</p> <p>福祉担当としては、市民への安全安心なサービス提供を指導する立場でもありますので、有償無償を含めて実態をつかんでいくように努力し、報告すべき事項があれば運営協議会にも適宜報告させていただきたいと思いますので、これらを念頭において、また来年度に提案をさせていただければと思っております。</p>
<p>副委員長</p>	<p>先ほど、実費であれば無償運送という話が出ましたが、この無償に対する謝礼がエスカレートしていきまると、われわれはお手上げです。</p> <p>われわれも福祉車両を市内で四十数台持って、こういう方をたくさん運んでおりますが、誰かが付き添わないと危ないという方は、はっきりいって有償運送にやってもらったほうがありがたいです。</p> <p>特に冬場などはプロでも事故を起こさないように大変注意していますし、無償とはいっても、事故を起こす心配もありますので、無償ならルールがなくていいのかという感じがします。これが増えていきますと、われわれも際限なく圧迫されますし、事故</p>

<p>委員</p>	<p>につながる可能性もあります。</p> <p>これは無償という位置づけだと、どの辺までが限界ですか。</p> <p>道路運送法で規制されている部分は、福祉有償運送までです。無償が規制されていないということは、自由ということです。ですから何をおやりになっても御自分で責任を取ってもらえば、法には抵触しないということになります。</p> <p>ただ、今回福祉有償運送についての法律を改正するにあたって、有償無償の判断に関する事務連絡を出させていただいていますし、監査制度も作り上げてあります。</p> <p>もし、無償と違って間違えて有償の状態で行ったとすると、行政処分の対象となり、聴聞をして最低でも 30 日、多いと 60 日運行を停止するという基準を持っております。</p> <p>今回の事務連絡の整理の中で、ガソリン代実費については無償でいいですよという扱いにしましたが、大分厳密に見ております。例えば、実際のガソリンスタンドの値段が 1ℓあたり 130 円で、使用した車が 1ℓあたり 10 km 走るの、1 km 13 円です、というのは実費ですが、ガソリン代をつかみで 10 円とか 20 円と決めると、有償性が出てくる可能性があります。</p> <p>無償については、われわれも本省に照会していますが、団体に補助金が入っているという団体については、本当に無償なのかという見方ができます。</p> <p>昔に比べると無償の考え方はひろがってきていますが、まだまだ道路運送法のなかでは、有償性について厳密に見ていると認識いただきたいということで、回答とさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>今委員がおっしゃったのは、タクシー料金の 2 分の 1 以下でも有償と見ることがあり得るということですか。</p>
<p>委員</p>	<p>2 分の 1 程度というのは有償という定義の中で、ガソリン代や人件費等を含めて実費程度ということです。有償と無償はまったく違います。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>運送主体も運転手もどこからも対価をもらわないものは明らかに無償ですが、料金をもらっても無償扱いするラインがどこな</p>

<p>副委員長</p>	<p>のかについては、まだ不確定な部分があるということですね。</p> <p>そもそも本当にボランティアでやっていたものが、任意の謝礼をもらうことがあり、それではお互いにやりにくいということで、料金を決めてやるようになった、という流れの中で制度化されたのが現在の状況ですが、また元の状況に戻ってしまうことを心配しています。</p> <p>せっかく出来上がったルールの中で、いい方向になればと思っていますが、なかなか現実的にうまくいかなかった部分もあるのが社会福祉協議会です。ボランティア銀行は1時間 300 円ですが、300 円はだめで100 円ならいいのかというのは、私どもでは判断できません。</p> <p>われわれは、無償というのがエスカレートすることを一番恐れています。</p> <p>魚沼タクシーさんが蓮瀉から日赤まで、プロが運んで460 円ですよ。300 円が高いか安いかわではなく、もっと公費で補助してもらいたいと思います。</p> <p>青ナンバーのプロがたくさん控えているわけですから、そういうところに補助を出していただければ、安全安心で運行できますよね。ですから、有償運送以外の部分で需要に対する福祉のあり方として、プロをもっともっと利用していただきたいと思いますね。そんなに高くないのですから。先ほど、希望があっても片道しか運べないという話がありましたが、プロを使えばそんなこともありません。</p> <p>最近では、まったくペイしない福祉タクシーを皆さんに入れてもらっています。中越だけで四十数台ありまして、それが遊んでいるのに、なぜこんな無理をしなければならいのですか。それはタクシー代が高いからです。</p> <p>ですから、是非われわれのほうも向いていただけるよう、お願いいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>いろいろ御議論いただきましたが、これについてはすぐに結論が出ませんので、議題に戻ります。</p> <p>軽微な変更等については、事務局でチェックをして運行を続けていただきたいと思います。</p> <p>新年度になったら、委員を追加して、ガイドラインの改訂をし</p>

